

第7期 高浜市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

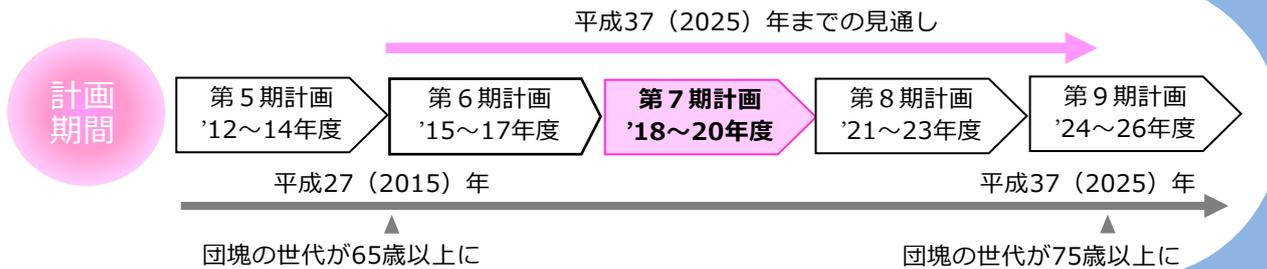
高齢者も、介護者も、地域も、事業者も
みんな健康！まるごと家族 たかはま



平成30 (2018) 年 3 月

この計画のあらまし・・・

平成12（2000）年に、高齢者の「介護」を社会全体で支えるための制度として介護保険が始まって18年が経過しました。その間に、介護保険制度は普及し、私たちの生活になくってはならないものとなっています。高浜市では、介護サービスの量を見込み、地域全体で高齢者を支える取り組みを具体的に進めるための計画を3年ごとに策定しています。このほど平成30（2018）年度～平成32（2020）年度を期間とする「第7期高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。



この計画が目指すのは・・・

本市ではこれまで、生涯現役のまちづくりを中心に高齢者の居場所づくりや在宅医療と福祉・介護の連携体制の構築、認知症予防の取組、また、まちづくり協議会など地域の多様な主体による取組みも着実に進んできました。今後は、すべてをより良い状態にするという「健康」の視点を加え、更なる高みを目指すべきと考えます。

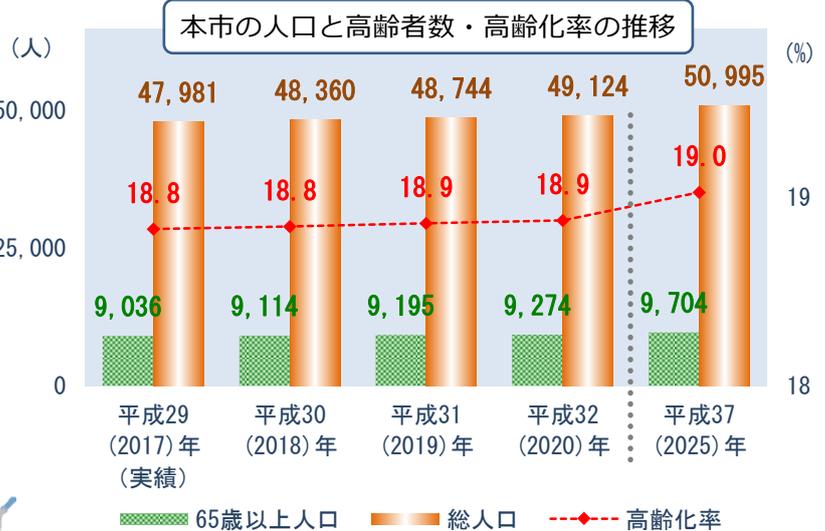
そこで、本計画では、高齢者本人はもとより、その家族、医療・介護・福祉サービスの提供事業者、地域社会、地域経済の「健康」に焦点をあてることによって、「たかはま版地域包括ケアシステム」を充実させます。まちづくり協議会など地域の多様な主体と協働し、市民の健康寿命の延伸を図るとともに、たとえ介護が必要となっても高い水準のサービスを利用しながら、住み慣れた地域において生きがいを持って、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

高齢者も、介護者も、地域も、事業者も
みんな健康！まるごと家族 たかはま

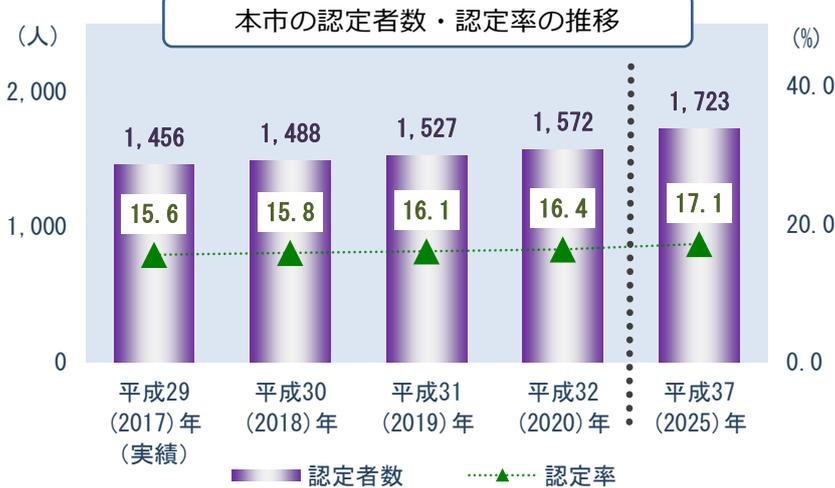
＜高浜市の高齢者を取り巻く現状＞

● 高齢化の進展

平成29（2017）年10月1日現在、本市の高齢者人口（65歳以上人口）は9,036人で、人口に占める高齢者の割合である高齢化率は18.8%です。本計画の最終年度の平成32（2020）年には9,274人、高齢化率は18.9%になると予測されます。



● 認定者数の増加



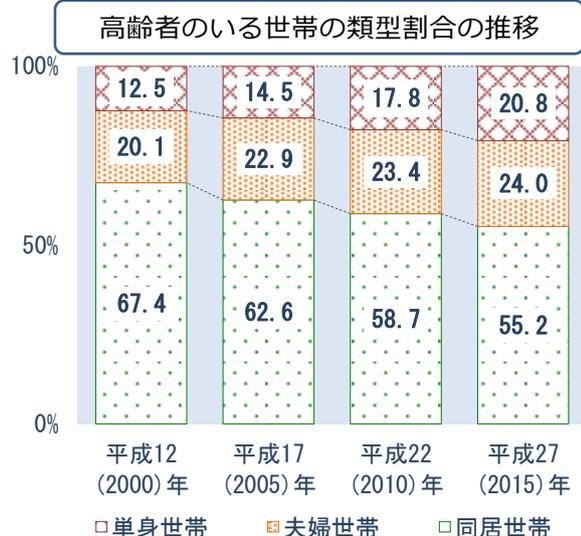
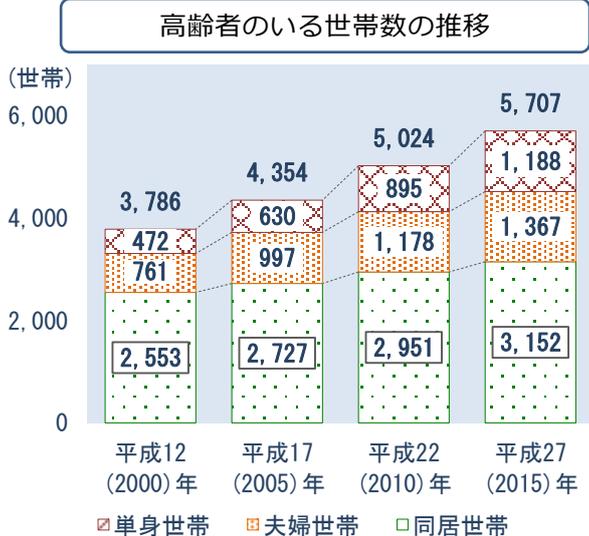
介護保険では、原則として介護が必要であることの認定を受けた人がサービスを利用できます。高浜市の平成29（2017）年10月現在の認定者数は1,456人です。推計では、平成32（2020）年には1,572人になると予測されます。



● 高齢者のいる世帯の推移



国勢調査により、介護保険制度が始まった平成12（2000）年と平成27（2015）年の高齢者のいる世帯を比較すると、高齢者単身世帯（1人暮らし高齢者）は2.5倍、高齢者夫婦世帯は1.8倍に増加しています。



第6次高浜市総合計画

将来
都市像

思いやり 支え合い
手と手をつなぐ 大家族たかはま

福祉・健康分野の
個別目標

いつも笑顔で健やかに
つながり100倍ひろげよう



第7期高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

基本理念

高齢者も、介護者も、地域も、事業者も
みんな健康！まるごと家族 たかはま

<基本的な視点>

- 視点1：日常生活を支援する柔軟なサービスの提供
- 視点2：介護者支援に重点を置いた在宅介護の限界点を高める支援
- 視点3：自立支援・重度化防止の具体的な展開

I

まちづくり
地域共生、まるごと健康の

II

よる健康のまちづくり
自助と互助、参加と支え合いに

III

いきいきと暮らせるまちづくり
生涯現役、いつまでも健康で

IV

認知症予防のまちづくり
ならない・させない・諦めない、

V

仕事をできるまちづくり
介護離職ゼロ、介護者が安心して

施策の展開



I

地域共生、まるごと健康のまちづくり

～たかはま版地域包括ケアシステムの充実～

誰もがいつまでも住み慣れた地域に暮らし続けられ、まち全体が「健康」な状態になるよう、本市の地域資源を最大限活用するとともに、まちづくり協議会をはじめとした地域の多様な支える力を結集させ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた「たかはま版地域包括ケアシステム」の更なる充実を目指していきます。



- 1 地域包括ケアシステムの拠点におけるネットワークの充実・強化
 - ▶「いきいき広場」を中心としたネットワークの充実／多職種連携による地域ケア会議の強化 等
- 2 地域共生社会の実現に向けて
 - ▶地域共生を目指す居場所づくり／まちづくり協議会と協働した活動の推進 等
- 3 在宅医療と福祉・介護の連携体制の構築
 - ▶在宅医療と福祉・介護連携の推進／在宅医療・介護の連携推進のための環境整備
- 4 介護人材の育成と確保
 - ▶事業者との連携強化／地域介護力底上げに向けた取組／潜在的な介護人材の就業支援 等
- 5 住環境に関する支援
 - ▶高齢者に配慮した住宅等の質の確保／空き家の活用 等
- 6 安全・安心のまちづくりの推進
 - ▶避難行動要支援者支援事業の普及／高齢ドライバーの運転免許証自主返納の促進 等

II

自助と互助、参加と支え合いによる健康のまちづくり

～健康づくり・介護予防と生活支援の推進による地域の活性化～



高齢者をはじめすべての市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、「健康自生地」を核にして環境を整えていきます。また、生活機能の低下してきた高齢者に対しては、積極的な関与により、機能回復を図るとともに、再び地域で活動できるよう、まちづくり協議会等との連携を強化し、通いの場などの居場所を住民主体で整備できるよう支援していきます。

- 1 多様な健康づくりの推進
 - ▶たかはま健康チャレンジ事業の実施／特定健康診査・特定保健指導／健康についての相談 等
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
 - ▶介護予防・生活支援サービス事業／一般介護予防事業／介護予防プログラム開発に向けた取組 等
- 3 在宅生活支援の充実
 - ▶配食サービス事業／緊急通報システム運営事業／家族介護者支援の充実 等

III

生涯現役、いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

～生涯現役のまちづくりの推進～

高齢者は支えられる存在ではなく、高齢者が地域を支えるもしくは高齢者同士で支え合うという視点で、高齢者を、地域を担う重要なマンパワーとして位置づけ、その活動を積極的に支援するとともに、団塊の世代の特に男性の地域における活動の場づくりを推進します。

- 1 「健康自生地」を活用した健康・生きがい・まちづくりの推進
▶生涯現役のまちづくり事業の推進・発展／健康自生地の周知 等
- 2 生きがい活動の推進
▶生きがいづくりのための支援／世代間交流の推進 等
- 3 就労の促進
▶高齢者の就労・雇用支援／シルバー人材センターとの連携 等



▲健康自生地：京町の家

▼健康自生地：銀子・銀一郎憩の場
(シルバー人材センター)



IV

ならない・させない・諦めない、認知症予防のまちづくり

～認知症の予防と支援の推進～

認知症サポーターの養成、「たかはま版認知症ケアパス」の周知、認知症サポート医の養成、認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの活動推進など認知症支援のための対策を推進するとともに、本市独自の取り組みとして、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとの共同研究による認知症予防のための取組を推進していきます。



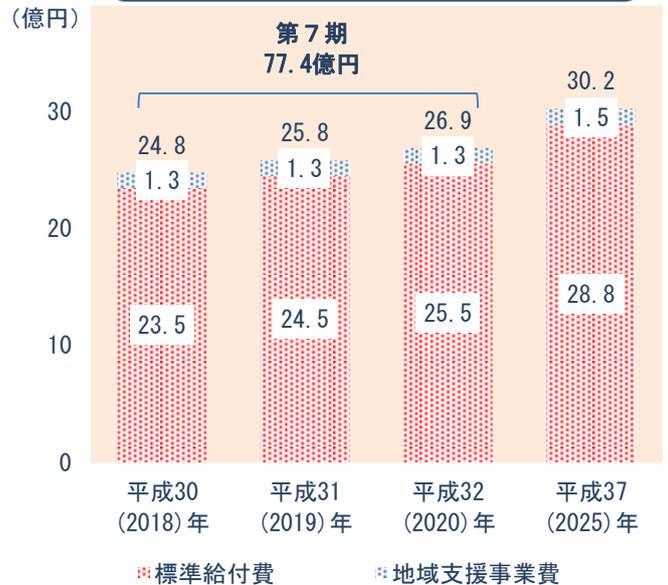
▲認知症カフェ：昭和で元気になるカフェ

- 1 認知症予防の推進
- 2 認知症支援体制の構築
▶認知症支援対策の推進／認知症サポーターの養成と活動の場づくり 等
- 3 高齢者の権利擁護の推進
▶権利擁護支援センターの充実／生活支援員の派遣、成年後見制度等の利用支援 等

施設を選択せず、できる限り住み慣れた地域・自宅で生活を続けられるよう、要介護者はもとより、家族介護者の負担軽減を目指し、各種介護サービスの充実を図ります。また、要介護者本人と家族が、望んだ介護を受けられるよう、必要とされる介護保険サービスを十分に確保するとともに、サービスの質の確保と向上に努め、居宅、施設を問わずどこで生活していても、誰もが自らの意思でサービスを選択できるような環境を整備します。

- 1 人口および認定者数の推計
- 2 居宅サービス等の現状と見込み
- 3 地域密着型サービスの現状と見込み
- 4 施設サービスの現状と見込み
- 5 上乘せ・横だしサービスの方向性
- 6 介護保険事業費の見込み
- 7 介護保険料の見込み
- 8 介護給付の適正化の推進
- 9 自立支援・重度化防止の取組と目標

給付費（標準給付費+地域支援事業費）の推移



●第7期介護保険料の算定

介護保険給付に必要な費用は、半分が国、県、市の税金、半分が40歳以上の人の保険料でまかなわれています（40～64歳の人27%、65歳以上の人23%）。

上記の介護サービス等給付費に、その他必要な費用を加えた標準給付費、介護予防などにかかる地域支援事業費などを含めて推計すると、第7期における65歳以上の人の負担分は約19億5,869万円となります。

これを、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度の65歳以上の被保険者の合算数で割り戻した額が、本市における第7期の介護保険料となります。

保険料収納必要額	給付費（標準給付費+地域支援事業費）×23%	[1,781,310千円]
	+ 調整交付金相当額との差額	[171,309千円]
	+ 保健福祉事業等	[106,070千円]
	- 介護給付費準備基金取り崩し額	[100,000万円]
		1,958,689千円

介護保険料
(65歳以上)

65歳以上の人口（平成30（2018）年～平成32（2020）年の合算数）
29,148人

※実際の保険料算定には、保険料収納率を考慮します。

第7期の介護保険料は次のとおりとなります。なお、一人ひとりの保険料は、所得水準によって分かれています。第6期は16段階を採用していましたが、第7期からは、みなさんの負担能力に応じたきめ細かな保険料を設定するため、所得段階を17段階としました。

所得段階	基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額	対象者	
第1段階	×0.45*	2,565円	30,780円	市民税世帯非課税	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下
第2段階	×0.65	3,705円	44,460円		合計所得と課税年金収入の合計が120万円以下
第3段階	×0.70	3,990円	47,880円		合計所得と課税年金収入の合計が120万円超
第4段階	×0.85	4,845円	58,140円	市民税世帯課税 かつ 本人非課税	合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下
第5段階	×1.00	5,700円	68,400円		合計所得と課税年金収入の合計が80万円超
第6段階	×1.15	6,555円	78,660円	市民税本人課税	前年合計所得が120万円未満
第7段階	×1.20	6,840円	82,080円		前年合計所得が120万円以上125万円未満
第8段階	×1.30	7,410円	88,920円		前年合計所得が125万円以上200万円未満
第9段階	×1.50	8,550円	102,600円		前年合計所得が200万円以上290万円未満
第10段階	×1.60	9,120円	109,440円		前年合計所得が290万円以上300万円未満
第11段階	×1.70	9,690円	116,280円		前年合計所得が300万円以上350万円未満
第12段階	×1.75	9,975円	119,700円		前年合計所得が350万円以上500万円未満
第13段階	×1.80	10,260円	123,120円		前年合計所得が500万円以上600万円未満
第14段階	×1.85	10,545円	126,540円		前年合計所得が600万円以上700万円未満
第15段階	×1.95	11,115円	133,380円		前年合計所得が700万円以上850万円未満
第16段階	×2.10	11,970円	143,640円		前年合計所得が850万円以上1,000万円未満
第17段階	×2.20	12,540円	150,480円		前年合計所得が1,000万円以上

※消費税を財源とした、国の低所得者に対する保険料軽減策により、第1段階の基準額に対する割合は0.45から0.40に軽減されます。

介護保険料は介護サービスにかかる給付費をまかなうための、大切な財源です。65歳以上の被保険者の方一人ひとりに保険料を負担していただくこととなりますが、社会全体で支えていく制度であることをご理解いただき、納付いただくようお願いいたします。



平成30(2018)年3月
 発行 高浜市
 編集 福祉部 介護保険・障がいグループ
 〒444-1334
 愛知県高浜市春日町五丁目165番地 いきいき広場内
 TEL 0566-52-9871 FAX 0566-52-7918
 URL <http://www.city.takahama.lg.jp/>